

要求も労使対応も後退

七月一七日、地整当局は「平成二八年度中部地方整備局再任用職員募集要領」を公表しました。昨年まで募集要領に明記されていた「職務の級等」から、役職相当の記述が抜け落ち、単に級のみを明記しています。おのしも、窓口が変わり労使対応が後退しているとの指摘をしている時の募集要領公表で、労使対応の後退は要求の後を招きつつなる、との支部の指摘が証明される事態となっております。

再任用職員の賃金

東海建設支部では、再任用職員の賃金改善を要求してきました。極めて少額ではありますがありますが、一五勧告で引き上げを実現しました。要求実現を求めて人事院への働きかけを続けた結果となつています。遠いものとなっております

	H27	H28	差額	引上率
2級	212,900	214,000	1,100	0.52%
3級	252,900	254,000	1,100	0.43%
4級	272,300	273,400	1,100	0.40%
5級	287,400	288,500	1,100	0.38%

15年勧告による再任用職員の賃金

地整が公表した募集要領について、公表当日の準備交渉で、五級が新設されたことに對して「誰が任用されるのか」との問いに、「決まっています」を繰り返して、現時点での想定も明らかにしていただきました。更に、「他に、昨年との違いは」との質問には「他は変更ない」と明確に回答いたしました。昨年「職務の級等」として役職相当職が明記されていた点を明らかにしていただきました。支部は、誤魔化さねたことになりました。支部は、地整は、支部の再任用者人動上申後の調査官折衝では、職務の級等に役職相当が明記されていないこと、何を明らかにしましたが、明らかにしませんでした。管理職に昇任していき、副所長が四級理職が三級、副所長が四級

に任用されてきましたが、五級に誰が任用されるかは、「決まっています」を繰り返す姿勢に終始しています。昨年末の窓口は、「出るだけ丁寧に説明する」として、四級の新設時にも、「再任用希望者が増え、上位級を新設する。役職も上の職員が任用される」と回答し、募集要領公表時に想定も含め、基本的な考え方を明らかにしてきました。

支部の昇格要求を念頭にしていると回答

これまで、支部からは再任用者の格付けについて、最低でも全員を三級にするように求めてきました。また、再任用経験者への昇格を求めてきました。こうすれば、二級格付け者を三級に昇格させ、処遇の改善につながります。地整は、支部の再任用者への昇格要求も「念頭にある」と回答していますが、今回の対応を見ると、単に『聞いている』との範疇に留まり、現職時の役職が副所長以上の職員が五級格付けとなるだけで、再任用者の処遇改善が進まない可能性も否定できません。

対象者(定年前の適用俸給表)	職務の級
行政職(一)である者	行政職(一)2級、3級、4級又は5級
行政職(二)である者	行政職(二)2級



対象者(定年前の適用俸給表)	職務の級等
行政職(一)である者	行政職(一)2級 一般職員 行政職(一)3級 係長相当職 行政職(一)4級 専門職相当職
行政職(二)である者	行政職(二)2級
医療職(三)である者	医療職(三)2級